

事務連絡
令和元年6月4日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和元年5月28日付け保医発0528第1号）（別添）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年5月28日付け保医発0528第1号）

正

4 関係通知の一部改正について
 (3) 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日付け保医発0305第2号）の別添3第26の2の1(4)中「及びラコールNF配合経腸用半固形剤」を「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」に改める。
 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日付け保医発0305第3号）の別添1第36の3の1(4)①中「及びラコールNF配合経腸用半固形剤」を「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」を、「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」に、第93の4(1)中「及びラコールNF配合経腸用半固形剤」を、「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」にそれぞれ改める。

誤

4 関係通知の一部改正について
 (3) 「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日付け保医発0305第3号）の別添1第36の3の1(4)①中「及びラコールNF配合経腸用半固形剤」を「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」に、第93の4(1)中「及びラコールNF配合経腸用半固形剤」を、「、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液」にそれぞれ改める。